

競争参加資格者取引停止措置要領

2026年3月31日 財調管第2188号

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、調達事務細則（以下「細則」という。）第10条の規定に基づき、成田国際空港株式会社（以下「会社」という。）が行う競争契約に係る競争参加資格者に対する取引停止措置について、その要件及び手続を定め、もって会社の調達に係る公正性の確保及び適正かつ円滑な事務手続の実施を図ることを目的とする。

第2章 競争参加資格者取引停止措置

(取引停止)

第2条 調達部長は、細則第10条に定める競争参加資格者（以下「有資格者」という。）が別表1及び別表2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一に該当するときは、必要な調査を行い、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格者について取引停止を行うものとする。なお、別表各号は、工事の記載にかかわらず、会社の発注する測量及び建設コンサルタント等業務並びに物品の製造、物品の販売、役務の提供等及び物品の買受について準用することができる。

2 調達部長は、第3条並びに第4条第5項及び第6項における措置については、代表取締役社長（以下「社長」という。）の承認を得て行うものとするほか、第14条第1項、第15条、第20条及び第21条に規定する措置のうち、取引停止にかかるものについても同様とする。

3 この要領において「取引停止」とは、次の各号に掲げることをいう。

(1) 一般競争入札（WTO）への参加を認めないこと

(2) 一般競争入札への参加を認めないこと

(3) 随意契約の相手方としないこと（第6条に掲げる場合を除く。）

4 調達部長が取引停止を行ったときは、契約責任者又は調達部長は、次の各号に掲げるとおり処置するものとする。

(1) 取引停止に係る有資格者が一般競争入札及び一般競争入札（WTO）への参加を申請し、それを認めている場合は当該参加を無効とする。

(2) 取引停止に係る有資格者を随意契約の予定者として現に選定しているときは、これを取り消す（第6条に掲げる場合を除く。）。

5 前項の取引停止の措置対象区域（以下「措置区域」という。）は、千葉県、茨城県、埼玉県、東京都及び神奈川県とする。

(下請負人及び共同企業体に関する取引停止)

第3条 調達部長は、前条第1項の規定により取引停止を行う場合におい

て、当該取引停止について責を負うべき有資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の取引停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、取引停止を併せ行うものとする。

2 調達部長は、前条第1項の規定により共同企業体について取引停止を行うときは、当該共同企業体の有資格者である構成員（明らかに当該取引停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の取引停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、取引停止を併せ行うものとする。

3 調達部長は、前条第1項又は前2項の規定による取引停止に係る有資格者を構成員に含む共同企業体について、当該取引停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、取引停止を行うものとする。

（取引停止の期間の特例）

第4条 有資格者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ取引停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格者が次の各号の一に該当することとなった場合における取引停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の取引停止の期間が1カ月に満たないときは1.5倍、別表第2第11号の措置要件に該当することとなったときは2.5倍）の期間とする。

（1）別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る取引停止の期間の満了後1カ年を経過するまでの間（取引停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

（2）別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第11号までの措置要件に係る取引停止の期間の満了後3カ年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号から第11号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 調達部長は、有資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号、前2項及び次条第1号から第3号までの規定による取引停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、取引停止の期間を当該期間の2分の1の期間（次条第1号に該当する場合にあっては、別表第2第5号、第8号又は第10号に定める短期を限度とする。）まで短縮することができる。

4 調達部長は、有資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える取引停止の期間を定める必要があるときは、取引停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36カ月を超える場合は36カ月）まで延長することができる。

5 調達部長は、取引停止の期間中の有資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び次条に定める期間の範囲内で取引停止の期間を変更することができる。この場合において、別表第2第11号に該当し、かつ、当初の取引停止期間が満了しているときは、当初の取引停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の取引停止期間を控除した期間をもって、新たに取引停止を行うことができるものとする。

6 調達部長は、取引停止の期間中の有資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかになったと認めるときは、当該有資格者について取引停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する取引停止の期間の特例)

第5条 第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより取引停止を行う際に、有資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合(前条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。)には、それぞれ当該各号に定める期間を取引停止の期間の短期とする。

- (1) 談合情報を得た場合又は会社の社員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第2第5号、第8号、第10号又は第11号に該当したとき
それぞれ当該各号に定める短期の2倍(別表第2第11号に該当したときは2.5倍)の期間
- (2) 別表第2第4号から第11号までに該当する有資格者(その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき(前号に掲げる場合を除く。)
それぞれ当該各号に定める短期の2倍(別表第2第11号に該当する有資格者にあつては2.5倍)の期間
- (3) 別表第2第4号から第6号まで又は第11号に該当する有資格者について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があつたとき(前二号に掲げる場合を除く。)
それぞれ当該各号に定める短期の2倍(別表第2第11号に該当する有資格者にあつては2.5倍)の期間
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく調査の結果、入札談合等関与行為があり、又

はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第4号から第6号まで又は第11号に該当する有資格者に悪質な事由があるとき(第1号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く。)

それぞれ当該各号に定める短期に1カ月(別表第2第11号に該当する有資格者にあつては1.5ヶ月)加算した期間

- (5) 会社の社員又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。)又は談合(刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該社員又は職員の容疑に関し、別表第2第7号から第11号までに該当する有資格者に悪質な事由があるとき(第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合は除く。)

それぞれ当該各号に定める短期に1カ月(別表第2第11号に該当する有資格者にあつては1.5ヶ月)加算した期間

(取引停止の通知)

第6条 調達部長は、第2条第1項若しくは第3条各項の規定により取引停止を行い、第4条第5項の規定により取引停止の期間を変更し、又は第4条第6項の規定により取引停止を解除したときは、当該有資格者に対し取引停止通知書(様式1)、取引停止変更通知書(様式2)、取引停止解除通知書(様式3)により遅滞なく通知するものとする。

2 調達部長は、前項の規定により取引停止の通知をする場合において、当該取引停止の事由が会社の発注した工事に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第7条 契約責任者は、取引停止の期間中の有資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、設計変更の場合等やむを得ない事由があり、あらかじめ調達部長の承認を受けたときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、当該事由が事故対応又は災害復旧等に該当するときには、事後に調達部長の承認を得るものとする。

(下請等の禁止)

第8条 契約責任者は、取引停止の期間中の有資格者が当該契約責任者の契約に係る工事の全部又は一部を下請し、若しくは受託することを承諾してはならない。ただし、やむを得ない事由があり、事前に調達部長の承認を受けた場合はこの限りではない。

(取引停止等の報告)

第9条 調達部長は、第2条第1項又は第3条第各項の規定により取引停止を行い、第4条第5項の規定により取引停止の期間を変更し、又は第4条第6項の規定により取引停止を解除したときは、各契約責任者に取引停止の措置内容を通知する。

(警告又は注意の喚起)

第10条 調達部長は、取引停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

第3章 競争参加資格者取引停止措置に係る苦情処理手続き

(対象となる措置)

第11条 次条から第22条による苦情処理の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 第2条から第9条の規定による取引停止(期間及び措置対象区域の変更を含む。)
- (2) 第10条の規定による警告又は注意の喚起(以下「警告等」という。)

(取引停止の理由の明示及び苦情申立てについての教示)

第12条 調達部長は、第6条第1項の規定による通知において、取引停止の理由を明らかにするものとする。

2 調達部長は、取引停止又は警告等を行う場合には、当該取引停止又は警告等につき苦情申立てをすることができる旨を教示するものとする。

(苦情申立て)

第13条 取引停止又は警告等の措置を受けた者は、当該措置について、書面(様式4)(以下、「申立書面」という。)により苦情を申し立てることができる。

2 申立書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 申立者の商号又は名称並びに住所
- (2) 申立てに係る措置
- (3) 申立ての趣旨及び理由
- (4) 申立ての年月日

3 苦情申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。

- (1) 取引停止は、当該取引停止の期間内とする。
- (2) 警告等は、当該警告等の日の翌日から起算して2週間とする。

(苦情申立てに対する回答)

第14条 調達部長は、苦情の申立てがあったときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して5日以内(休日を含まない。)に書面により回答するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、前項の回答期間を延長することができるものとする。

(苦情申立ての却下)

第15条 調達部長は、第13条第3項の申立期間の従過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、書面によりその申立てを却下することができるものとする。

(再苦情申立てについての教示)

第16条 調達部長は、第14条第1項の規定による回答又は前条の規定による却下をする場合には、第14条第1項又は前条の書面に、再苦情申立てをすることができる旨を教示するものとする。

(苦情処理結果の公表)

第17条 調達部長は、第14条第1項の規定による回答をしたときは、申立書面及び同項の書面を速やかに公表するものとする。

(再苦情申立て)

第18条 第14条第1項の規定による回答又は第15条の規定による却下に不服がある者は、書面(様式5)により、調達部長に対して再苦情申立てをすることができる。

2 再苦情申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。

(1) 取引停止は、当該取引停止の期間内(第14条第1項の規定による回答の翌日から当該取引停止の終期までの期間が2週間(休日を含まない。))を下回る場合にあっては、当該回答の翌日から起算して2週間以内(休日を含まない。))

(2) 警告等は、第14条第1項の規定による回答の翌日から起算して2週間以内(休日を含まない。))

(競争契約監視委員会に対する審議依頼)

第19条 調達部長は、再苦情申立てがあったときは、速やかに競争契約監視委員会に審議を依頼するものとする。

(再苦情申立てに対する回答)

第20条 調達部長は、再苦情申立てを行った者に対し、競争契約監視委員会の審議を踏まえ、当該審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日以内(休日を含まない。))に書面により回答するものとする。

2 前項の回答は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

(1) 再苦情申立てが認められなかった場合にあっては、その旨及び理由

(2) 再苦情申立てが認められた場合にあっては、その旨及びこれに伴い

調達部長が講じようしている措置の概要

(再苦情申立ての却下)

第21条 調達部長は、第 18 条第 2 項の申立期間の従過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、書面によりその申立てを却下することができるものとする。

(再苦情処理結果の公表)

第22条 調達部長は、第 20 条第 1 項の規定による回答をしたときは、申立書面及び同項の書面を速やかに公表するものとする。

附則 (2026 年 3 月 31 日 財調管第 2188 号)

この要領は、2026 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

措置要件	期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1. 会社の発注する工事の請負契約に係る競争契約において競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヵ月以上6ヵ月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2. 会社又は新東京国際空港公団と締結した請負契約に係る工事(以下この表において「自社発注工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき(引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。))が軽微であると認められるときを除く。)</p>	<p>当該認定をした日から 1ヵ月以上6ヵ月以内</p>
<p>3. 措置区域内における工事で前号に掲げるもの以外のもの(以下この表において「一般工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヵ月以上3ヵ月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4. 第2号に掲げる場合のほか、自社発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4ヵ月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5. 自社発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヵ月以上6ヵ月以内</p>
<p>6. 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヵ月以上3ヵ月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>7. 自社発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>8. 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4ヵ月以内</p> <p>当該認定をした日から 2週間以上2ヵ月以内</p>

別表 2

措置要件	期間
<p>(贈賄)</p> <p>1. 次のイ、ロ又はハに掲げる者が会社の社員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等（有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めべき肩書を付した役員を含む。）をいう。以下同じ。）</p> <p>ロ 一般役員等（有資格者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外の者をいう。以下同じ。）</p> <p>ハ 有資格者の使用人でロに掲げる以外のもの（以下「使用人」という。）</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4ヵ月以上12ヵ月以内</p> <p>3ヵ月以上9ヵ月以内</p> <p>2ヵ月以上6ヵ月以内</p>
<p>2. 次のイ、ロ又はハに掲げる者が措置区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3ヵ月以上9ヵ月以内</p> <p>2ヵ月以上6ヵ月以内</p> <p>1ヵ月以上3ヵ月以内</p>
<p>3. 次のイ又はロに掲げる者が措置区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3ヵ月以上9ヵ月以内</p> <p>1ヵ月以上3ヵ月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>4. 措置区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号及び第11号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2ヵ月以上9ヵ月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>5. 自社発注工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（第11号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 3ヵ月以上12ヵ月以内</p>
<p>6. 措置区域外において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき（第11号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>刑事告発を知った日から 1ヵ月以上9ヵ月以内</p>
<p>（競売入札妨害又は談合）</p> <p>7. 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第11号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日 から</p>
<p>イ 措置区域内の他の公共機関の職員</p> <p>ロ 措置区域外の他の公共機関の職員</p>	<p>2ヵ月以上12ヵ月以内 1ヵ月以上12ヵ月以内</p>
<p>8. 自社発注工事に関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第11号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日 から 3ヵ月以上12ヵ月以内</p>
<p>9. 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第11号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日 から 3ヵ月以上12ヵ月以内</p>
<p>10. 自社発注工事に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日 から 4ヵ月以上12ヵ月以内</p>

措置要件	期間
<p>(重大な独占禁止法違反行為等)</p> <p>11. 自社発注工事に関し、次のイ又はロに掲げる場合に該当することとなったとき（当該工事に政府調達に関する 協定（平成7年12月8日条約第23号）の適用を受けるものが含まれる場合に限る。）。</p> <p>イ 独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき（有資格者である法人の役員若しくは使用人又は有資格者である個人若しくはその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。）。</p> <p>ロ 有資格者である法人の役員若しくは使用人又は有資格者である個人若しくはその使用人が競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>6ヵ月以上36ヵ月以内</p> <p>6ヵ月以上36ヵ月以内</p>
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>12. 措置区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1ヵ月以上9ヵ月以内</p>
<p>13. 自社発注工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2ヵ月以上9ヵ月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>14. 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、自社発注工事及び一般工事に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1ヵ月以上9ヵ月以内</p>
<p>15. 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1ヵ月以上9ヵ月以内</p>